

保護者の皆様

第二種感染症に係る出席停止について

愛知県立南陽高等学校長

学校保健安全法にもとづき、下記のとおり出席停止の基準が示されております。出校される際に、医師の指示どおりご家庭で下の受診報告書をご記入ください。診察を受けたことが証明できる文書の写し（お薬手帳等）を添えて、学校までご提出ください。

受 診 報 告 書

年 組 氏名

保護者氏名

下記のとおり、医師から診断を受けましたので、報告します。

記

1 病名

出席停止の基準	
1 インフルエンザ(当てはまるものに○) A型 B型 疑い () () ()	・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
2 新型コロナウイルス感染症 陽性 疑い () ()	・発症した後5日を経過し、かつ、軽快した後1日を経過するまで
3 その他の感染症 (病名:)	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

2 出席停止の期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(診断前日の早退 あり・なし)

3 受診した(診断を受けた)医療機関名

校	教		教務	保健	養護	担
長	頭		主任	主事	教諭	任

※この書類は、医師の指示にある期間を出席停止扱いとするための校内書類です。登校後、担任へ提出して下さい。その後、保健室にて保管します。

<学校保健安全法施行規則第 19 条における出席停止の期間の基準> 《参考資料》（こども家庭庁 HP より）

- 第一種の感染症：治癒するまで

- 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く）：
 - ・インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。） ……発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで
 - ・百日咳 ……特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
 - ・麻疹 ……解熱した後 3 日を経過するまで
 - ・流行性耳下腺炎 ……耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
 - ・風疹 ……発疹が消失するまで
 - ・水痘 ……すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
 - ・咽頭炎 頭痛 結膜熱 ……主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
 - ・新型コロナウイルス感染症 ……発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで

- 結核、侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）及び第三種の感染症：
病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

校		教			教務		保健		養護		担	
長		頭			主任		主事		教諭		任	

※この書類は、医師の指示にある期間を出席停止扱いとするための校内書類です。登校後、担任へ提出して下さい。その後、保健室にて保管します。